

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 7 月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第54号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（個人の県民税に係る徴収取扱費の交付）</p> <p>第36条 [略]</p> <p>2 市町村長は、4月、8月及び12月中に、次の各号に掲げる月の区分に応じ当該各号に定めるところにより、規則で定める様式による計算書によって前項の徴収取扱費として次項の規定により交付を受けるべき額を算定し、当該交付を受けるべき額に係る計算書を局長に送付しなければならない。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>（確定申告書の提出期限の延長の特例を受けた法人の届出義務）</p> <p>第40条 [略]</p> <p>2 法第53条第4項に規定する法人のうち、法人税法第81条の22第1項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、同法第81条の24第1項の規定により当該申告書の提出期限が延長された場合（同条第3項において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）、同法第81条の24第2項において準用する同法第75条の2第3項の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し若しくは変更の処分があった場合又は同法第81条の24第2項において準用する同法第75条の2第5項の規定により同項の届出書を提出した場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関</p>	<p>（個人の県民税に係る徴収取扱費の交付）</p> <p>第36条 [略]</p> <p>2 市町村長は、4月、8月及び12月中に、次の各号に掲げる月の区分に応じ当該各号に定めるところにより、規則で定める計算書によって前項の徴収取扱費として次項の規定により交付を受けるべき額を算定し、当該交付を受けるべき額に係る計算書を局長に送付しなければならない。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>（確定申告書の提出期限の延長の特例を受けた法人の届出義務）</p> <p>第40条 [略]</p> <p>2 法第53条第4項に規定する法人のうち、法人税法第81条の22第1項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、同法第81条の24第1項の規定により当該申告書の提出期限が延長された場合（同条第3項において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）、同法第81条の24第2項において準用する同法第75条の2第3項の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し若しくは変更の処分があった場合又は同法第81条の24第2項において準用する同法第75条の2第5項の規定により同項の届出書を提出した場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関</p>

係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第47条第4項及び第5項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。第47条第5項において同じ。）

（当該法人が同法第81条の24第1項の規定の適用を受けている期間内に同法第4条の3第10項又は第11項の規定により同法第4条の2の承認があったものとみなされた法人を含む。）は、法第53条第39項の総務省令で定めるところにより、その旨を局長に届け出なければならない。

（法人の事業税の申告納付）

第47条 [略]

2・3 [略]

4 第1項第1号の場合において、法人が、災害その他やむを得ない理由（前項及び次項に規定する理由を除く。）により、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人（法人税法第2条第12号の7の4に規定する連結法人をいう。）の決算が確定しないため、又は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（同法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）（当該法人が連結親法人である場合にあっては、当該法人。次項において同じ。）が各連結事業年度の連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。次項において同じ。）の金額の計算を了することができないため、当該法人の各事業年度（第2項の規定の適用に係る事業年度を除く。）に係る付加価値割又は所得割をそれぞれ第1項第1号の期間内に申告納付することができない場合においては、当該法人は、局長の承認を得て、その指定した日までに当該各事業年度に係る所得割等又は収入割を申告納付することができる。

5・6 [略]

（ゴルフ場利用税の税率の特例等）

第72条 [略]

係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第47条第4項及び第5項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第47条第5項において同じ。）（当該法人が同法第81条の24第1項の規定の適用を受けている期間内に同法第4条の3第10項又は第11項の規定により同法第4条の2の承認があったものとみなされた法人を含む。）は、法第53条第39項の総務省令で定めるところにより、その旨を局長に届け出なければならない。

（法人の事業税の申告納付）

第47条 [略]

2・3 [略]

4 第1項第1号の場合において、法人が、災害その他やむを得ない理由（前項及び次項に規定する理由を除く。）により、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。）の決算が確定しないため、又は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（同法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）（当該法人が連結親法人である場合にあっては、当該法人。同項において同じ。）が各連結事業年度の連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。同項において同じ。）の金額の計算を了することができないため、当該法人の各事業年度（第2項の規定の適用に係る事業年度を除く。）に係る付加価値割又は所得割をそれぞれ第1項第1号の期間内に申告納付することができない場合には、当該法人は、局長の承認を得て、その指定した日までに当該各事業年度に係る所得割等又は収入割を申告納付することができる。

5・6 [略]

（ゴルフ場利用税の税率の特例等）

第72条 [略]

2 前項又は法第75条の2若しくは第75条の3の規定の適用を受けようとする者は、当該ゴルフ場の特別徴収義務者に対して、規則で定める様式による申出書を提出するとともに、前項第1号又は法第75条の2各号に掲げる利用にあってはこれらを証する書類を提示し、前項第2号又は法第75条の3各号に掲げる利用にあってはこれらを証する書類を提出しなければならない。

(特例税率の適用を受けるゴルフ場の指定等)

第72条の2 前条第1項の局長の指定を受けようとする特別徴収義務者は、規則で定める様式による申請書を局長に提出しなければならない。

2～4 [略]

(ゴルフ場利用税の申告納入)

第77条 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、毎月10日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべきゴルフ場利用税について規則で定める様式による納入申告書を局長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。ただし、ゴルフ場を廃止したときは、その廃止した日から5日以内に、その廃止したときまでにおいて徴収すべきゴルフ場利用税を申告納入しなければならない。

(ゴルフ場利用税の特別徴収義務者の登録等)

第78条 [略]

2 [略]

3 局長は、第1項の登録申請書を受理したときは、その申請をした者に対し規則で定める様式による証票を交付するものとする。

4・5 [略]

(自動車取得税の減免)

第98条 [略]

2 前項の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者は、第90条の規定による申告をした日から15日以内に、規則で定める様式による申請書

2 前項又は法第75条の2若しくは第75条の3の規定の適用を受けようとする者は、当該ゴルフ場の特別徴収義務者に対して、規則で定める申出書を提出するとともに、前項第1号又は法第75条の2各号に掲げる利用にあってはこれらを証する書類を提示し、同項第2号又は法第75条の3各号に掲げる利用にあってはこれらを証する書類を提出しなければならない。

(特例税率の適用を受けるゴルフ場の指定等)

第72条の2 前条第1項の局長の指定を受けようとする特別徴収義務者は、規則で定める申請書を局長に提出しなければならない。

2～4 [略]

(ゴルフ場利用税の申告納入)

第77条 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、毎月10日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべきゴルフ場利用税について規則で定める納入申告書を局長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。ただし、ゴルフ場を廃止したときは、その廃止した日から5日以内に、その廃止したときまでにおいて徴収すべきゴルフ場利用税を申告納入しなければならない。

(ゴルフ場利用税の特別徴収義務者の登録等)

第78条 [略]

2 [略]

3 局長は、第1項の登録申請書を受理したときは、その申請をした者に対し規則で定める証票を交付するものとする。

4・5 [略]

(自動車取得税の減免)

第98条 [略]

2 前項の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者は、第90条の規定による申告をした日から15日以内に、規則で定める申請書に被害を証

に被害を証明する書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。

（軽油を返還した場合における措置）

第99条の17 軽油引取税の特別徴収義務者は、軽油の返還があった場合において法第144条の31第1項の規定により当該軽油の引取りが行われなかったものとみなされるときは、当該軽油の返還があった日から1月以内に、規則で定める様式による届書を局長に提出しなければならない。

2 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第144条の31第1項の規定により、納入に係る軽油引取税額のうち当該返還された軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を申請する場合には、規則で定める様式による申請書を局長に提出しなければならない。

3 [略]

（免税軽油以外の軽油を引取り後において免税用途に供した場合における措置）

第99条の18 免税軽油使用者は、法第144条の31第4項又は第5項の規定による局長の承認を受けようとする場合には、規則で定める様式による申請書にその記載した事項の事実を証明する書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。

2 局長は、前項の承認をした場合には、規則で定める様式による承認書を同項の免税軽油使用者に交付しなければならない。

3 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第144条の31第4項又は第5項の規定により、軽油引取税額の納入の免除又は納入に係る軽油引取税額のうち当該使用に係る軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を申請する場合には、規則で定める様式による申請書に、前項の承認書又は同条第5項の規定による他の都道府県知事の承認を得たことを証明する書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。

明する書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。

（軽油を返還した場合における措置）

第99条の17 軽油引取税の特別徴収義務者は、軽油の返還があった場合において法第144条の31第1項の規定により当該軽油の引取りが行われなかったものとみなされるときは、当該軽油の返還があった日から1月以内に、規則で定める届書を局長に提出しなければならない。

2 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第144条の31第1項の規定により、納入に係る軽油引取税額のうち当該返還された軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を申請する場合には、規則で定める申請書を局長に提出しなければならない。

3 [略]

（免税軽油以外の軽油を引取り後において免税用途に供した場合における措置）

第99条の18 免税軽油使用者は、法第144条の31第4項又は第5項の規定による局長の承認を受けようとする場合には、規則で定める申請書にその記載した事項の事実を証明する書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。

2 局長は、前項の承認をした場合には、規則で定める承認書を同項の免税軽油使用者に交付しなければならない。

3 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第144条の31第4項又は第5項の規定により、軽油引取税額の納入の免除又は納入に係る軽油引取税額のうち当該使用に係る軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を申請する場合には、規則で定める申請書に、前項の承認書又は同条第5項の規定による他の都道府県知事の承認を得たことを証明する書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。

<p>(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)</p> <p>第18条の2の6 [略]</p> <p>2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、<u>租税特別措置法第37条の12の2第2項各号</u>に掲げる上場株式等の譲渡(同法第32条第2項の規定に該当するものを除く。第5項において「上場株式等の譲渡」という。)をしたことにより生じた損失の金額として法附則第35条の2の6第2項の政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る附則第18条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として法附則第35条の2の6第2項の政令で定めるところにより計算した金額をいう。</p> <p>3～7 [略]</p>	<p>(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)</p> <p>第18条の2の6 [略]</p> <p>2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、<u>租税特別措置法第37条の12の2第2項第1号から第10号まで</u>に掲げる上場株式等の譲渡(同法第32条第2項の規定に該当するものを除く。第5項において「上場株式等の譲渡」という。)をしたことにより生じた損失の金額として法附則第35条の2の6第2項の政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る附則第18条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として法附則第35条の2の6第2項の政令で定めるところにより計算した金額をいう。</p> <p>3～7 [略]</p>
<p>3 目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節～第5節 [略]</p> <p>第6節 <u>ゴルフ場利用税(第70条～第83条)</u></p> <p>第7節 <u>自動車取得税(第84条～第98条)</u></p> <p>第7節の2 [略]</p> <p>第8節 <u>自動車税(第100条～第107条)</u></p> <p>第9節～第11節 [略]</p> <p>第3章・第4章 [略]</p> <p>附則</p> <p>(税目)</p> <p>第3条 県税として課する税目は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 普通税</p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節～第5節 [略]</p> <p>第6節 <u>ゴルフ場利用税(第70条～第98条)</u></p> <p>第7節 [略]</p> <p>第8節 <u>自動車税(第100条～第107条の22)</u></p> <p>第9節～第11節 [略]</p> <p>第3章・第4章 [略]</p> <p>附則</p> <p>(税目)</p> <p>第3条 県税として課する税目は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 普通税</p>

ア～カ [略]

キ 自動車取得税

ク [略]

ケ [略]

コ [略]

サ [略]

(2) [略]

(課税地)

第8条 [略]

2 前項の課税地は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1)～(6) [略]

(7) 自動車取得税 東北運輸局岩手運輸支局の所在地

(8) [略]

(9) 自動車税 普通徴収の方法によるものにあつては自動車の所有者（当該所有者が第100条第2項本文の規定の適用を受ける場合にあつては、自動車の使用者）の住所地又は所在地（当該住所地又は所在地が県外にある場合にあつては、盛岡市）、証紙徴収及び第104条の3の方法によるものにあつては東北運輸局岩手運輸支局の所在地

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

3 [略]

(不申告に関する過料)

第10条 知事は、納税義務者又は特別徴収義務者が、前条（納税義務者又は特別徴収義務者が同条第1項の承認又は同条第2項の認定を受けている場

ア～カ [略]

キ [略]

ク [略]

ケ [略]

コ [略]

(2) [略]

(課税地)

第8条 [略]

2 前項の課税地は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1)～(6) [略]

(7) [略]

(8) 自動車税 環境性能割並びに種別割のうち証紙徴収及び第107条の12の方法によるものにあつては東北運輸局岩手運輸支局の所在地、種別割のうち普通徴収の方法によるものにあつては自動車の所有者（当該所有者が第100条第3項本文の規定の適用を受ける場合にあつては、自動車の使用者）の住所地又は所在地（当該住所地又は所在地が県外にある場合にあつては、盛岡市）

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

3 [略]

(不申告に関する過料)

第10条 知事は、納税義務者又は特別徴収義務者が、前条（納税義務者又は特別徴収義務者が同条第1項の承認又は同条第2項の認定を受けている場

合を除く。)、第50条、第59条、第67条の7第1項から第3項まで、第90条、第106条、第106条の2、第112条又は第117条の8の規定によって、申告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。

2 [略]

(納税証明書の交付の請求手続及び手数料)

第21条 法第20条の10の規定による納税証明書 (第107条及び第113条の規定による証明書を除く。)の交付を請求する者は、次に掲げる事項を記載した請求書を広域振興局長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2・3 [略]

(法人税割の税率)

第37条 法人税割の税率は、100分の3.2とする。

(不動産取得税の減免)

第66条の2 局長は、次の各号のいずれかに該当する不動産の取得に対しては、当該各号に定める価格に第56条に規定する税率を乗じて得た額を限度として、その取得者の申請により不動産取得税を軽減し、又は免除する。

(1) 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第2条第4項に規定する武力攻撃災害若しくは同法第183条において読み替えて準用する同法第14条第1項に規定する緊急対処事態における災害 (以下この条、第98条第1項及び第103条の7において「災害」という。)により、滅失し、又は損壊した不動産 (次号に掲げる不動産の取得として既に不動産取得税の減免を受けたものを除く。以下この号において「被災不動産」という。)に代わるものと局長が認める不動産の取得 (当該滅失又は損壊の日から2年以内に行われる取得に限る。) 被災不動産の滅失又は損壊の直前における価格

合を除く。)、第50条、第59条、第67条の7第1項から第3項まで、第106条、第107条の13、第107条の14、第112条又は第117条の8の規定により、申告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料に処する。

2 [略]

(納税証明書の交付の請求手続及び手数料)

第21条 法第20条の10の規定による納税証明書 (第107条の22及び第113条の規定による証明書を除く。)の交付を請求する者は、次に掲げる事項を記載した請求書を広域振興局長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2・3 [略]

(法人税割の税率)

第37条 法人税割の税率は、100分の1とする。

(不動産取得税の減免)

第66条の2 局長は、次の各号のいずれかに該当する不動産の取得に対しては、当該各号に定める価格に第56条に規定する税率を乗じて得た額を限度として、その取得者の申請により不動産取得税を軽減し、又は免除する。

(1) 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第2条第4項に規定する武力攻撃災害若しくは同法第183条において読み替えて準用する同法第14条第1項に規定する緊急対処事態における災害 (以下この条、第107条の7第1項及び第107条の21において「災害」という。)により、滅失し、又は損壊した不動産 (次号に掲げる不動産の取得として既に不動産取得税の減免を受けたものを除く。以下この号において「被災不動産」という。)に代わるものと局長が認める不動産の取得 (当該滅失又は損壊の日から2年以内に行われる取得に限る。) 被災不動産の滅失又は損壊の直前における価格

(2) [略]

2・3 [略]

第80条から第83条まで 削除

第7節 自動車取得税

(自動車取得税の課税客体)

第84条 自動車取得税は、自動車の取得に対し、当該自動車の取得者に課する。

2 前項の自動車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動車に付加して一体となっている物として法第113条第2項の政令に規定するものを含む。）をいい、道路運送車両法第3条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪のもの（側車付二輪自動車を含む。）を除くものとし、前項の自動車の取得には、自動車製造業者の製造による自動車の取得、自動車販売業者の販売のための自動車の取得その他法第113条第2項の政令に規定する自動車の取得を含まないものとする。

(自動車取得税のみならず課税)

第85条 前条第1項の自動車（以下この節において「自動車」という。）の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を同項の自動車の取得（以下この節において「自動車の取得」という。）と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があったときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は法第113条第2項の政令に規定する自動車の取得をした者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行（道路

(2) [略]

2・3 [略]

第80条から第98条まで 削除

運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。以下この条において同じ。
) 以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合（当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。）においては、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。この場合において、当該販売業者等が、当該自動車について、同法第7条の規定による登録を受けたとき（当該登録前に第1項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。）、同法第60条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき（同法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。）又は同法第97条の3の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録、自動車検査証の交付又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を県内を主たる定置場として持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

（自動車取得税の課税標準）

第86条 自動車取得税の課税標準は、自動車の取得価額とする。

2 次に掲げる自動車の取得については、その取得の時ににおける当該自動車の通常の取引価額として法第118条第2項の総務省令に規定するところにより算定した金額を前項の取得価額とみなす。

（1） 無償でされた自動車の取得又は自動車を譲渡した者が親族その他当該自動車を取得した者と特殊の関係のある者で法第118条第2項第1号の政令に規定するものである場合その他特別の事情がある場合における自動車の取得で同号の政令に規定するもの

（2） 代物弁済に係る給付として又は交換若しくは民法第553条の負担付贈与（被相続人から相続人以外の者に対してされた同法第1002条第1項

の負担付遺贈を含む。)に係る財産の移転としてされた場合における自動車の取得

(3) 前条第3項又は第4項の規定により自動車の取得があったものとみなされる場合における当該自動車の取得

(自動車取得税の税率)

第87条 自動車取得税の税率は、100分の3とする。

(自動車取得税の免税点)

第88条 その取得価額が15万円以下である自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

(自動車取得税の徴収の方法)

第89条 自動車取得税の徴収については、申告納付の方法による。

(自動車取得税の申告納付)

第90条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第122条第1項の総務省令に規定する様式によって、自動車取得税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を局長に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

(1) 道路運送車両法第7条の規定による登録、同法第59条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。)又は同法第97条の3の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 当該登録、検査又は届出の時

(2) 道路運送車両法第13条の規定による登録を受けるべき自動車の取得 当該登録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日(その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時)

(3) 前2号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第63条の4第1

項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）

(4) 前3号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日から15日を経過する日
(自動車の取得の報告)

第91条 自動車の取得をした者は、その取得価額が15万円以下である場合又は当該自動車の取得が法第115条第2項各号に掲げる自動車の取得である場合においては、前条各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に掲げる時又は日までに法第122条第2項の総務省令に規定する様式による報告書を局長に提出しなければならない。

(自動車取得税の納付の方法)

第92条 自動車取得税の納税義務者は、第90条又は法第123条第1項の規定により自動車取得税額を納付する場合（当該自動車取得税に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、これらの規定による申告書に証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）によって当該自動車取得税額（当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。次項及び第3項第1号において同じ。）に相当する金額の表示（以下この節において「自動車取得税納税証紙印」という。）の押印を受けなければならない。

2 自動車取得税の納税義務者が、前項の申告書に自動車取得税納税証紙印の押印を受けることができない場合において、自動車取得税額に相当する現金を納付したときは、局長は、当該申告書に規則で定める納税済印を押印することによって自動車取得税納税証紙印に代えることができる。

3 自動車取得税の納税義務者は、次に掲げる場合には、当該自動車取得税額に相当する現金を納付しなければならない。

(1) 法第123条第2項の規定により自動車取得税額を納付する場合

(2) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年

法律第151号) 第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条又は第13条の規定による登録の申請を行い、併せて行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年岩手県条例第33号) 第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第1項の申告書の提出を行う際に自動車取得税額を納付する場合

(自動車取得税納税証紙印等)

第93条 自動車取得税納税証紙印の形式は、規則で定める。

2 自動車取得税納税証紙印は、知事の指定する収納計器の取扱人(以下「収納計器取扱人」という。)において押印するものとする。

3 収納計器取扱人は、前項に規定する押印をするときは、あらかじめ県から収納計器を始動させるために必要な票札(以下「始動票札」という。)を買い受けて行うものとする。

4 知事は、第2項の規定により収納計器取扱人を指定したときは、直ちに告示するものとする。指定を取り消したときも、同様とする。

5 前3項に定めるもののほか、自動車取得税納税証紙印の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

(始動票札)

第94条 始動票札の形式は、規則で定める。

2 始動票札は、これを返還して現金の還付を受け、又は他の始動票札とこれを交換することができない。ただし、始動票札の形式を変更し、又は廃止したとき、前条第4項の規定により収納計器取扱人の指定を取り消したときその他知事がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

3 前項に定めるもののほか、始動票札の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等)

第95条 譲渡により担保の目的となっている財産(以下この条において「譲

渡担保財産」という。)の権利者(以下この条において「譲渡担保権者」という。)が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該自動車の取得の日から6月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者(設定者が交代した場合における新設定者を除く。)に当該譲渡担保財産に係る自動車を移転したときは、譲渡担保権者による当該譲渡担保財産に係る自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 局長は、自動車の取得者から自動車取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該自動車の取得の日から6月以内の期間を限って、当該自動車の取得に係る自動車取得税に係る徴収金の徴収を猶予するものとする。

3 前項の規定による徴収の猶予がされた場合には、その徴収の猶予がされた税額に係る延滞金額中当該徴収の猶予がされた期間に対応する部分の金額を免除する。

4 局長は、第2項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る自動車取得税について第1項の規定の適用がないことが明らかとなったときは、当該徴収の猶予を取り消すものとする。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた自動車取得税に係る徴収金を納付しなければならない。

5 自動車取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車取得税について第1項の規定の適用があることとなったときは、譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

(自動車の返還があった場合の自動車取得税の還付又は納付義務の免除)

第96条 自動車販売業者から自動車の取得をした者が、当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で法第126条第1項の総務省令に規定するものにより、当該自動車の取得の日から1月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還したときは、その者の申請により、当該自動車

の取得に対する自動車取得税額が既に納付されているときはこれに相当する額を還付し、当該自動車取得税額がまだ納付されていないときはその納付の義務を免除する。

(自動車取得税の課税免除)

第97条 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、当該自動車の取得をした者の申請により、自動車取得税の全部又は一部を免除する。ただし、第2号に掲げる自動車の取得のうち同号の規定により自動車取得税の免除を受けた者（当該免除を受けた自動車に関し道路運送車両法第13条又は第15条から第16条までの規定による登録をした者その他規則で定める者を除く。）に係る自動車の取得については、この限りでない。

(1) 日本赤十字社の救急自動車、血液事業の用に供する自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車に係る自動車の取得

(2) 身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下「身体障害者」という。）若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下「精神障害者」という。）若しくは身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得（当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合又は精神障害者である場合（当該精神障害者が運転する場合を除く。）には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。）又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得で、局長が必要と認めるもの

(3) 構造上専ら身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車に係る自動車の取得（前号に掲げるものを除く。）

(4) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車

又は専ら身体障害者が運転するために特別の仕様により製造され、若しくは構造変更がされた営業用の自動車に係る自動車の取得（前2号に掲げるものを除く。）

(5) 社会福祉法人恩賜財団済生会の救急自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車に係る自動車の取得

2 前項各号に該当する自動車の取得に係る自動車取得税の免除すべき税額は、同項第1号、第3号又は第5号に掲げる自動車の取得にあつては当該自動車の取得に係る自動車取得税の全額とし、同項第2号に掲げる自動車の取得にあつては当該自動車の取得に係る自動車取得税の全額又は250万円（当該自動車に身体障害者等の利用に供するため又は身体障害者が運転するための構造上の特別の仕様又は構造変更（以下この項において「身体障害者仕様等」という。）がある場合にあつては、250万円に身体障害者仕様等に要した金額を加算した額）に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額のいずれか少ない額とし、同項第4号に掲げる自動車の取得にあつては当該自動車の取得価額のうち身体障害者仕様等に要した金額に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額とする。

3 第1項の規定により自動車取得税の免除を受けようとする者は、第90条の規定による申告をした日から15日以内に、申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。

4 第1項第2号の規定により自動車取得税の免除を受けようとする者は、規則で定める書類及び運転免許証を、前項の申請書を提出する際、併せて提示しなければならない。

（自動車取得税の減免）

第98条 局長は、災害により滅失し、又は損壊した自動車（以下この項において「被災自動車」という。）に代わるものと局長が認める自動車（以下この項において「代替自動車」という。）に係る自動車の取得（当該滅失

又は損壊の日から1年以内のものに限る。) に対しては、当該被災自動車の滅失又は損壊の直前における価額に当該代替自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額を限度として、その取得者の申請により、自動車取得税を軽減し、又は免除する。

2 前項の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者は、第90条の規定による申告をした日から15日以内に、規則で定める申請書に被害を証明する書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。

第7節の2 [略]

(自動車税の課税客体)

第100条 自動車税は、自動車(軽自動車税の課税客体である自動車その他政令第44条で定める自動車を除く。以下自動車税について同じ。)に対し、その所有者に課する。

2 自動車の所有者が法第146条第1項の規定によって自動車税を課することができない者である場合においては、前項の規定にかかわらず、その使用者に対して、自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、この限りでない。

第7節 [略]

(自動車税の納税義務者等)

第100条 自動車税は、自動車に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によって、当該自動車の所有者に種別割によって、それぞれ課する。

2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第5項に規定する運行をいう。次条第3項及び第4項において同じ。)以外の目的に供するために自動車を取得した者として法第146条第2項の政令で定めるものを含まないものとする。

3 自動車の所有者が法第148条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。

(自動車税のみならず課税)

第101条 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する自動車の取得者(以下この節において「自動車の取得者」という。)及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は法第146条第2項の政令で定める自動車を取得した者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）を受けた場合（当該新規登録前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を県内を主たる定置場として持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（環境性能割の課税標準）

第102条 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として法第156条の総務省令で定めるところにより算定した金額（第104条において「通常の取得価額」という。）とする。

（環境性能割の税率）

第103条 次に掲げる自動車（法第149条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

（1） 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第1号において同じ。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第1号イの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準（道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第4号イ(1)の総務省令で定めるものをいう。以下この号及び次項第1号において同じ。）に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。第4項において同じ。）以上であること。

イ 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この項及び次項において同じ。）が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第1号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。以下この条において同じ。）に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第1号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める

窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第1号ニの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。）

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準（道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第5号イの総務省令で定めるものをいう。以下この号及び次項第2号において同じ。）に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第2号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第2号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 平成28年輕油重量車基準（道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第5号ニ(1)の総務省令で定めるものをいう。次項第2号ウにおいて同じ。）に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第2号ニの総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年輕油重量車基準（道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第5号ホ(1)の総務省令で定めるものをいう。以下この号及び次項第2号において同じ。）に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準

に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと

。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第2号ホの総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車（法第149条第1項及び前項（第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第1号イの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第1号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める

窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第1号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第2号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第2号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第2号ニの総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第2号ホの総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

3 法第149条第1項及び前2項（これらの規定を次項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。

4 第1項（第1号ア及びイに係る部分に限る。）及び第2項（第1号アに係る部分に限る。）の規定は、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車（平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー

消費効率を算定する方法として法第149条第2項の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として同項の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車をいう。)について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項 第1号 ア(ウ)	平成32年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。第4項において同じ。)	法第149条第2項に規定する基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この号及び次項第1号ア(ウ)において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の150を乗じて得た数値
第1項 第1号 イ(ウ)	平成27年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。以下この条において同じ。)に100分の115	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144
第2項 第1号 ア(ウ)	平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138

(環境性能割の免税点)

第104条 通常の取得価額が50万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。

(環境性能割の徴収の方法)

第105条 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

第106条 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第160条第1項の総務省令で定める様式により、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した申告書（次条において「申告書」という。）を局長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

(1) 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時

(2) 道路運送車両法第13条第1項の規定による移転登録（以下この節において「移転登録」という。）を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）

(3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）

(4) 前3号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から15日を経過する日

2 自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。以下この項において同じ。）は、前項各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第160条第2項の総務省令で定める様式により、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した報告書を局長に提出しなければならない。

(環境性能割の納付の方法)

第107条 環境性能割の納税義務者は、前条第1項又は法第161条第1項の規定により環境性能割額を納付する場合（当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、申告書に証紙代金収納計器（次条及び第107条の10において「収納計器」という。）によって当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。次項及び第3項第1号において同じ。）に相当する金額の表示（以下この条及び次条において「環境性能割納税証紙印」という。）の押印を受けなければならない。

2 環境性能割の納税義務者が申告書に環境性能割納税証紙印の押印を受けることができない場合において、環境性能割額に相当する現金を納付したときは、局長は、申告書に規則で定める納税済印を押印することによって環境性能割納税証紙印に代えることができる。

3 環境性能割の納税義務者は、次に掲げる場合には、当該環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。

(1) 法第161条第2項の規定により環境性能割額を納付する場合

(2) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録又は移転登録の申請を行い、併せて行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年岩手県条例第33号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書の提出を行う際に環境性能割額を納付する場合

(環境性能割納税証紙印等)

第107条の2 環境性能割納税証紙印の形式は、規則で定める。

2 環境性能割納税証紙印は、知事の指定する収納計器の取扱人（以下この条及び次条において「収納計器取扱人」という。）において押印するものとする。

3 収納計器取扱人は、前項に規定する押印をするときは、あらかじめ県か

ら収納計器を始動させるために必要な票札（次条及び第107条の11において「始動票札」という。）を買い受けて行うものとする。

4 知事は、第2項の規定により収納計器取扱人を指定したときは、直ちにその旨を告示するものとする。指定を取り消したときも、同様とする。

5 前3項に定めるもののほか、環境性能割納税証紙印の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

（始動票札）

第107条の3 始動票札の形式は、規則で定める。

2 始動票札は、これを返還して現金の還付を受け、又は他の始動票札とこれを交換することができない。ただし、始動票札の形式を変更し、又は廃止したとき、前条第4項後段の規定により収納計器取扱人の指定を取り消したときその他知事がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

3 前項に定めるもののほか、始動票札の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

（譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除等）

第107条の4 局長は、譲渡により担保の目的となっている財産（以下この項において「譲渡担保財産」という。）の権利者（以下この項及び第5項において「譲渡担保権者」という。）が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から6月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者（設定者が交代した場合に新たに設定者となる者を除く。）に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者が取得した当該譲渡担保財産に対する環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 局長は、自動車の取得者から環境性能割について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から6月以内の期間を限って、当該自動車に対する環境性能割に係る徴収金の徴収を猶予するものとする。

3 局長は、前項の規定による徴収の猶予をした場合には、当該徴収の猶予がされた環境性能割額に係る延滞金額のうち当該徴収を猶予した期間に対応する部分の金額を免除する。

4 局長は、第2項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る環境性能割について第1項の規定の適用がないことが明らかとなったときは、当該徴収の猶予を取り消すものとする。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた環境性能割に係る徴収金を納付しなければならない。

5 環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について第1項の規定の適用があることとなったときは、局長は、譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

(自動車の返還があった場合の環境性能割の納税義務の免除等)

第107条の5 自動車販売業者から自動車の取得をした者(以下この条において「自動車の取得をした者」という。)が、当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で法第165条第1項の総務省令で定めるものにより、当該自動車の取得の日から1月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還した場合には、当該自動車の取得をした者が取得した自動車に対する環境性能割に係る納税義務を免除する。

2 環境性能割を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなったときは、局長は、自動車の取得をした者の申請に基づいて、当該環境性能割額に相当する額を還付するものとする。

(環境性能割の課税免除)

第107条の6 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、申請により、環境性能割の全部又は一部を免除する。ただし、第2号に掲げる自動車のうちこの条の規定により環境性能割の免除を受けた者(当該免除を受けた自動車に関し移転登録をした者、道路運送車両法第15条から第16条までの規定による登録をした者その他規則で定める者を除く。)に

係る自動車については、この限りでない。

(1) 日本赤十字社の血液事業の用に供する自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車

(2) 身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下「身体障害者」という。）若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下「精神障害者」という。）若しくは身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する自動車（当該身体障害者等が取得する場合（当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合又は精神障害者である場合（当該精神障害者が運転する場合を除く。）には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。）に限る。）又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車（当該世帯の身体障害者等が取得する場合に限る。）で、局長が必要と認めるもの

(3) 構造上専ら身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車（前号に掲げるものを除く。）

(4) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車又は専ら身体障害者が運転するために特別の仕様により製造され、若しくは構造変更がされた営業用の自動車（前2号に掲げるものを除く。）

(5) 社会福祉法人恩賜財団済生会の救急用自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車

2 前項各号に該当する自動車に係る環境性能割の免除すべき税額は、同項第1号、第3号又は第5号に掲げる自動車にあつては当該自動車に係る環境性能割の全額とし、同項第2号に掲げる自動車にあつては当該自動車に係る環境性能割の全額又は250万円（当該自動車に身体障害者等の利用に供するため又は身体障害者が運転するための構造上の特別の仕様又は構造変更（以下この項において「身体障害者仕様等」という。）がある場合に

あつては、250万円に身体障害者仕様等に要した金額を加算した額)に当該自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額のいずれか少ない額とし、前項第4号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得価額のうち身体障害者仕様等に要した金額に当該自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額とする。

3 第1項の規定により環境性能割の免除を受けようとする者は、第106条の規定による申告をした日から15日以内に、規則で定める申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。この場合において、同項第2号に掲げる自動車に係る環境性能割の免除を受けようとする者は、規則で定める書類及び運転免許証を、併せて提示しなければならない。

(環境性能割の減免)

第107条の7 局長は、災害により滅失し、又は損壊した自動車（以下この項において「被災自動車」という。）に代わるものと局長が認める自動車（当該滅失又は損壊の日から1年以内に取得されたものに限る。以下この項において「代替自動車」という。）に対しては、当該被災自動車の滅失又は損壊の直前における価額に当該代替自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額を限度として、申請により、環境性能割を軽減し、又は免除する。

2 前項の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、第106条の規定による申告をした日から15日以内に、規則で定める申請書に被害を証明する書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。

(種別割の税率)

第107条の8 種別割の税率は、別表に掲げる金額とする。

(種別割の賦課期日及び納期)

第107条の9 種別割の賦課期日は4月1日とし、納期は5月1日から同月31日までとする。

(自動車税の税率)

第101条 自動車税の税率は、別表に掲げる金額とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第177条の10第4項ただし書の規定により種別割を課する場合における納期は、局長が定めるところによる。

(種別割の徴収の方法)

第107条の10 種別割の徴収については、普通徴収の方法による。

2 新規登録の申請があった自動車について法第177条の10第1項の規定により課する種別割の徴収については、賦課期日（前条第1項に規定する賦課期日をいう。第107条の15において同じ。）後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

3 前項の規定により種別割を納付しようとする納税者は、第107条の13に規定する申告書（以下この条及び第107条の12において「申告書」という。）に収納計器によって当該種別割額に相当する金額の表示（以下この条及び次条において「種別割納税証紙印」という。）の押印を受けなければならない。

4 前項に規定する納税者が申告書に種別割納税証紙印の押印を受けることができない場合において、種別割額に相当する現金を納付したときは、局長は、申告書に規則で定める納税済印を押印することによって種別割納税証紙印に代えることができる。

5 申告書の提出がなかったことにより、第2項の規定により種別割を証紙徴収の方法によって徴収することができない場合には、当該種別割の徴収については、普通徴収の方法による。

(種別割納税証紙印の形式等)

第107条の11 種別割納税証紙印の形式は、規則で定める。

2 種別割納税証紙印の取扱い及び始動票札については、第107条の2第2項から第5項まで及び第107条の3の規定を準用する。

(種別割の徴収の方法の特例)

第107条の12 局長は、納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用

に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書の提出を行う場合には、第107条の10第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該納税者が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に対して課する種別割を法第177条の12の総務省令で定める方法により徴収する。

(種別割の納税義務者の申告義務)

第107条の13 種別割の納税義務者は、種別割を課されるべき事実が発生し、又は消滅した場合には、その発生し、又は消滅した日から15日以内（15日以内に新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録又は移転登録の申請をするときは、その申請をした際に）、法第177条の13第1項の総務省令で定める様式により、種別割の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書を局長に提出しなければならない。その申告した事項に異動を生じた場合においても、同様とする。

(所有権留保付自動車に係る売主の報告義務)

第107条の14 法第147条第1項に規定する自動車の売主は、局長から当該自動車の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求のあった日から15日以内に、局長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

- (1) 自動車の買主の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地
- (2) 自動車の買主の勤務先又は事務所若しくは事業所の名称及び所在地
- (3) 自動車に係る賦払金の支払場所
- (4) 自動車の所有権を当該自動車の買主へ移転する旨の通知の発生の有無
- (5) 自動車の占有の有無
- (6) その他規則で定める事項

(中古商品自動車に対する自動車税の減額)

第102条 局長は、自動車販売業者（古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条第1項の規定による許可を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が、賦課期日（第105条の賦課期日をいう。以下この条及び第104条第2項において同じ。）において、商品として所有し、かつ、展示している中古自動車（一般財団法人日本自動車査定協会が商品自動車であることを証明したものに限る。以下「中古商品自動車」という。）で道路運送車両法第4条の規定による登録（第3項及び次条第1項において「登録」という。）を受けているもの（所有者及び使用者の名義が当該自動車販売業者の名義と同一であるものに限る。）に対して課する自動車税については、自動車販売業者について次に掲げる要件を満たす場合に限り、申請により、当該中古商品自動車に係る自動車税額から当該自動車税の年額の12分の3に相当する額を減額する。

(1) 申請日において申請者に係る自動車税について滞納がないこと及び当該年度分の自動車税（当該申請に係る中古商品自動車（以下「対象自動車」という。）に対して課されている自動車税を含む。）が第105条の納期内に納付されていること。

(2)・(3) [略]

2 前項の規定により自動車税額の減額を受けようとする者は、当該年度の自動車税の納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、岩手県公安委員会が交付する古物営業の許可証の写し及び一般財団法人日本自動車査定協会が発行する対象自動車の商品自動車であることを証明する書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

3 [略]

(自動車税の課税免除)

第103条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課

(中古商品自動車に対する種別割の減額)

第107条の15 局長は、自動車販売業者（古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条第1項の規定による許可を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が、賦課期日において、商品として所有し、かつ、展示している中古自動車（一般財団法人日本自動車査定協会が商品自動車であることを証明したものに限る。以下この項において「中古商品自動車」という。）で道路運送車両法第4条の規定による登録（第3項及び次条第1項において「登録」という。）を受けているもの（所有者及び使用者の名義が当該自動車販売業者の名義と同一であるものに限る。）に対して課する種別割については、自動車販売業者について次に掲げる要件を満たす場合に限り、申請により、当該中古商品自動車に係る種別割額から当該種別割の年額の12分の3に相当する額を減額する。

(1) 申請日において申請者に係る種別割について滞納がないこと及び当該年度分の種別割（当該申請に係る中古商品自動車（以下この条において「対象自動車」という。）に対して課されている種別割を含む。）が第107条の9の納期内に納付されていること。

(2)・(3) [略]

2 前項の規定により種別割額の減額を受けようとする者は、当該年度の種別割の納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、岩手県公安委員会が交付する古物営業の許可証の写し及び一般財団法人日本自動車査定協会が発行する対象自動車の商品自動車であることを証明する書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

3 [略]

(種別割の課税免除)

第107条の16 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を

さない。ただし、第3号の自動車にあっては、局長の承認を受けたものに限る。

(1)～(3) [略]

2 [略]

3 日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので次の各号のいずれかに該当するものに対しては、自動車税を課さない。

(1) 救急自動車

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

4 社会福祉法人恩賜財団済生会が所有するへき地巡回診療の用に供する自動車に対しては、自動車税を課さない。

(生活交通路線を運行する一般乗合用バスに対する自動車税の課税免除)

第103条の2 局長は、知事が地域住民の生活上必要と認めるバス路線（以下「生活交通路線」という。）を運行する一般乗合用バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するバスをいう。以下同じ。）に対しては、当該バスの所有者ごとに、一般乗合用バスの総車両数に当該総車両の全走行キロ数に対する生活交通路線の走行キロ数の割合を乗じて得た車両数の範囲内で、申請により自動車税を免除する。

2 前項の規定によって自動車税の免除を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る一般乗合用バスが主として生活交通路線を運行することを証明する書類その他規則で定める書類を添付して、局長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

課さない。ただし、第3号の自動車にあっては、局長の承認を受けたものに限る。

(1)～(3) [略]

2 [略]

3 日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので次の各号のいずれかに該当するものに対しては、種別割を課さない。

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

4 社会福祉法人恩賜財団済生会が所有するへき地巡回診療の用に供する自動車に対しては、種別割を課さない。

(生活交通路線を運行する一般乗合用バスに対する種別割の課税免除)

第107条の17 局長は、知事が地域住民の生活上必要と認めるバス路線（以下この条において「生活交通路線」という。）を運行する一般乗合用バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するバスをいう。以下この条において同じ。）に対しては、当該バスの所有者ごとに、一般乗合用バスの総車両数に当該総車両の全走行キロ数に対する生活交通路線の走行キロ数の割合を乗じて得た車両数の範囲内で、申請により種別割を免除する。

2 前項の規定により種別割の免除を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る一般乗合用バスが主として生活交通路線を運行することを証明する書類その他規則で定める書類を添付して、局長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

第103条の3 削除

(身体障害者等に対する自動車税の課税免除)

第103条の4 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車(自家用の自動車1台に限る。)に対しては、申請により自動車税の全部又は一部を免除する。ただし、軽自動車税の減免を受けた者又はこの条の規定により自動車税の免除を受けた者(当該免除を受けた自動車に関し道路運送車両法第15条、第15条の2又は第16条の規定による登録をした者を除く。)が当該減免又は免除を受けた年度に自動車税を課される場合については、この限りでない。

(1)～(3) [略]

2 前項に該当する自動車に係る自動車税の免除すべき税額は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 当該自動車に係る自動車税の税率が年額45,000円以下のもの 当該自動車に係る自動車税の全額

(2) 当該自動車に係る自動車税の税率が年額45,000円を超えるもの 45,000円(法第150条第1項又は第2項の規定により月割をもって自動車税を課す場合にあつては、規則で定める額)

3 第1項の規定によって自動車税の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は第104条の3の方法によって徴収されるものにあつては第106条の規定による申告をした日から15日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出するとともに、規則で定める場合を除き、規則で定める書類及び運転免許証を提示しなければならない。

(1)～(6) [略]

(身体障害者等の利用に供する自動車に対する自動車税の課税免除)

第103条の5 局長は、第97条第1項第3号に規定する自動車(前条第1項

(身体障害者等に対する種別割の課税免除)

第107条の18 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車(自家用の自動車1台に限る。)に対しては、申請により種別割の全部又は一部を免除する。ただし、軽自動車税の種別割の減免を受けた者又はこの条の規定により種別割の免除を受けた者(当該免除を受けた自動車に関し道路運送車両法第15条から第16条までの規定による登録をした者を除く。)が当該減免又は免除を受けた年度に種別割を課される場合については、この限りでない。

(1)～(3) [略]

2 前項に該当する自動車に係る種別割の免除すべき税額は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 当該自動車に係る種別割の税率が年額45,000円以下のもの 当該自動車に係る種別割の全額

(2) 当該自動車に係る種別割の税率が年額45,000円を超えるもの 45,000円(法第177条の10第1項又は第2項の規定により月割をもって種別割を課す場合にあつては、規則で定める額)

3 第1項の規定により種別割の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は第107条の12の方法によって徴収されるものにあつては第107条の13の規定による申告をした日から15日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出するとともに、規則で定める場合を除き、規則で定める書類及び運転免許証を提示しなければならない。

(1)～(6) [略]

(身体障害者等の利用に供する自動車に対する種別割の課税免除)

第107条の19 局長は、第107条の6第1項第3号に規定する自動車(前条第

の規定の適用を受ける自動車を除く。) に対しては、申請により自動車税を免除する。

2 前項の規定によって自動車税の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は第104条の3の方法によって徴収されるものにあつては第106条の規定による申告をした日から15日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

(社会福祉事業等の用に供する自動車に対する自動車税の課税免除)

第103条の6 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車(前条第1項の規定の適用を受ける自動車を除く。) に対しては、申請により自動車税を免除する。

(1) 社会福祉法第2条第2項第1号から第6号までに掲げる事業(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 附則第62条の規定による改正前の社会福祉法第2条第2項第4号又は第5号に掲げる事業に相当する事業を含む。) を経営する社会福祉法人が所有する自動車で直接その本来の事業の用に供するもの

(2)～(6) [略]

2 前項の規定によって自動車税の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は第104条の3の方法によって徴収されるものにあつては第106条の規定による申告をした日から15日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(自動車税の軽減)

1項の規定の適用を受ける自動車を除く。) に対しては、申請により種別割を免除する。

2 前項の規定により種別割の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は第107条の12の方法によって徴収されるものにあつては第107条の13の規定による申告をした日から15日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

(社会福祉事業等の用に供する自動車に対する種別割の課税免除)

第107条の20 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車(前条第1項の規定の適用を受ける自動車を除く。) に対しては、申請により種別割を免除する。

(1) 社会福祉法第2条第2項第1号から第6号までに掲げる事業を営営する社会福祉法人が所有する自動車で直接その本来の事業の用に供するもの

(2)～(6) [略]

2 前項の規定により種別割の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は第107条の12の方法によって徴収されるものにあつては第107条の13の規定による申告をした日から15日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(種別割の軽減)

第103条の7 局長は、自動車税の納税義務者が災害により自動車に損害を受けた場合であって、当該損害に係る修繕費（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。以下この項において「修繕費」という。）が20万円以上であるときは、当該災害を受けた日の属する年度分の自動車税の税額について、次の表の左欄に掲げる修繕費の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を申請により軽減する。

[略]

2 前項の規定により自動車税の軽減を受けようとする者は、災害を受けた日から60日以内に、規則で定める申請書に被害を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。

（自動車税の徴収の方法）

第104条 自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

2 道路運送車両法第7条の規定による登録の申請があった自動車について法第150条第1項の規定により課する自動車税の徴収については、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

3 前項の規定によって自動車税を納付しようとする納税者は、第106条の規定による申告書（以下この条において「申告書」という。）に収納計器によって当該自動車税額に相当する金額の表示（以下この節において「自動車税納税証紙印」という。）の押印を受けなければならない。

4 前項に規定する納税者が、自動車税納税証紙印の押印を受けることができない場合において、自動車税額に相当する現金を納付したときは、局長は、申告書に規則で定める納税済印を押印することによって自動車税納税証紙印に代えることができる。

5 申告書の提出がなかったことにより、第2項の規定によって自動車税を証紙徴収の方法によって徴収することができない場合においては、当該自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

第107条の21 局長は、種別割の納税義務者が災害により自動車に損害を受けた場合であって、当該損害に係る修繕費（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。以下この項において「修繕費」という。）が20万円以上であるときは、当該災害を受けた日の属する年度分の種別割の税額について、次の表の左欄に掲げる修繕費の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を申請により軽減する。

[略]

2 前項の規定により種別割の軽減を受けようとする者は、災害を受けた日から60日以内に、規則で定める申請書に被害を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。

(自動車税納税証紙印の形式等)

第104条の2 自動車税納税証紙印の形式は、規則で定める。

2 自動車税納税証紙印の取扱い及び始動票札については、第93条第2項から第5項まで及び第94条の規定を準用する。

(自動車税の徴収の方法の特例)

第104条の3 局長は、納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行い、併せて行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第106条の規定による申告書の提出を行う場合には、第104条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を法第151条の2の総務省令に規定する方法により徴収する。

(自動車税の賦課期日及び納期)

第105条 自動車税の賦課期日は4月1日とし、納期は5月1日から5月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第150条第4項ただし書の規定により自動車税を徴収する場合における納期は、局長が定めるところによる。

(自動車税の納税義務者の申告義務)

第106条 自動車税の納税義務者は、自動車税を課されるべき事実が発生し、又は消滅した場合においては、その発生し、又は消滅した日から15日以内(15日以内に道路運送車両法第7条、第12条又は第13条の規定による登録の申請をするときは、その申請をした際)に、総務省令第9条の2で定める様式によって、自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書を局長に提出しなければならない。その申告した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

(所有権留保付自動車に係る売主の報告義務)

第106条の2 法第145条第2項に規定する自動車の売主は、局長から当該自動車の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求のあった日から15日以内に、局長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

- (1) 自動車の買主の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地
- (2) 自動車の買主の勤務先又は事務所若しくは事業所の名称及び所在地
- (3) 自動車に係る賦払金の支払場所
- (4) 自動車の所有権を当該自動車の買主へ移転する旨の通知の発送の有無
- (5) 自動車の占有の有無
- (6) その他規則で定める事項
(自動車税に係る証明書の交付)

第107条 第5条第3項に規定する広域振興局長は、道路運送車両法第62条第1項の継続検査又は同法第67条第3項の構造等変更検査について、同法第62条第2項（同法第67条第4項において準用する場合を含む。）の規定により自動車検査証の返付を受けようとする者が同法第97条の2第1項の書面の交付を申請した場合において、その自動車の所有者が現に自動車税を滞納していないとき、又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、証明書を当該返付を受けようとする者に交付するものとする。

附 則

(県民税の法人税割の税率の特例)

第19条 昭和52年2月1日から平成33年1月31日までの間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第37条の規定にかかわらず、100分の4とする。

(中小法人等に対する県民税の不均一課税)

(種別割に係る証明書の交付)

第107条の22 第5条第3項に規定する広域振興局長は、道路運送車両法第62条第1項の継続検査又は同法第67条第3項の構造等変更検査について、同法第62条第2項（同法第67条第4項において準用する場合を含む。）の規定により自動車検査証の返付を受けようとする者が同法第97条の2第1項の書面の交付を申請した場合において、その自動車の所有者が現に種別割を滞納していないとき、又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、証明書を当該返付を受けようとする者に交付するものとする。

附 則

(県民税の法人税割の税率の特例)

第19条 昭和52年2月1日から平成33年1月31日までの間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第37条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。

(中小法人等に対する県民税の不均一課税)

第19条の2 法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は第27条第6項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のもの（受託法人（法人課税信託（法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この項において同じ。）の受託者である法人（第27条第6項において法人とみなされるものを含む。）について、法第24条の2第1項及び第2項の規定により、当該法人課税信託に係る第27条の2に規定する信託資産等が帰属する者として第2章第1節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。）を除く。）に対する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に4分の0.8を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

2～7 [略]

（法人の事業税の税率の特例）

第20条の2の5 [略]

2 平成28年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税についての第45条及び前項の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号ウの表中「100分の1.9」とあるのは「100分の0.3」と、「100分の2.7」とあるのは「100分の0.5」と、「100分の3.6」とあるのは「100分の0.7」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.9」と、同条第3項第1号ウ中「100分の3.6」とあるのは「100分の0.7」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分

第19条の2 法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は第27条第6項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のもの（受託法人（法人課税信託（法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この項において同じ。）の受託者である法人（第27条第6項において法人とみなされるものを含む。）について、法第24条の2第1項及び第2項の規定により、当該法人課税信託に係る第27条の2に規定する信託資産等が帰属する者として第2章第1節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。）を除く。）に対する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に1.8分の0.8を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

2～7 [略]

（法人の事業税の税率の特例）

第20条の2の5 [略]

の6.7」と、前項中「第45条第1項第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第45条第1項第2号」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の5.5」とする。

(東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第23条の3 [略]

2・3 [略]

4 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故(以下「原子力発電所の事故」という。)に関して原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長(同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。以下この項及び附則第24条の2の4第1項において同じ。)が市町村長又は都道府県知事に対して行った法附則第55条第1項第1号に掲げる指示の対象区域(原子力発電所の事故に関して同法第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った指示において近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。附則第24条の2の4第1項において「避難指示区域」という。)のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域(以下この条において「居住困難区域」という。)内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があった日において所在していた家屋(以下この項において「対象区域内家屋」という。)の同日における所有者その他の法附則第51条第4項の政令で定める者が、当該対象区域内家屋に代わるものと局長が認める家屋(以下この項及び次項において「代替家屋」という。)の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月(代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年)を経過する日までの間に行われたとき

(東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第23条の3 [略]

2・3 [略]

4 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故(以下この項及び附則第24条の12第1項において「原子力発電所の事故」という。)に関して原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長(同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。以下この項及び附則第24条の12第1項において同じ。)が市町村長又は都道府県知事に対して行った法附則第55条第1項第1号に掲げる指示の対象区域(原子力発電所の事故に関して同法第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った指示において近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。附則第24条の12第1項において「避難指示区域」という。)のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域(以下この条において「居住困難区域」という。)内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があった日において所在していた家屋(以下この項において「対象区域内家屋」という。)の同日における所有者その他の法附則第51条第4項の政令で定める者が、当該対象区域内家屋に代わるものと局長が認める家屋(以下この項及び次項において「代替家屋」という。)の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月(代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年)を

に限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

5・6 [略]

（自動車取得税の非課税に係るバス路線）

第24条 法附則第12条の2の2第1項に規定する条例で定める路線は、生活交通路線とする。

（自動車取得税の税率の特例）

第24条の2 営業用の自動車（第84条第1項の自動車をいう。以下この条から附則第24条の2の3までにおいて同じ。）（軽自動車（道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。以下この項において同じ。）を除く。）及び軽自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、第87条の規定にかかわらず、当分の間、100分の2とする。

2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等（道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条及び附則第24条の2の3において同じ。）を受けるものの取得（同条第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

（1）次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第24条の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第24条の2の3において同じ。

）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の

経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

5・6 [略]

第24条及び第24条の2 削除

3 第 2 項第 1 号イの総務省令で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「排出ガス保安基準」という。）で法附則第12条の2の2第2項第4号イ(1)の総務省令で定めるもの（以下この条及び附則第24条の2の3において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第24条の2の3において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の2の2第2項第4号イ(3)の総務省令で定めるエネルギー消費効率（以下この号及び附則第24条の2の3第1項第5号において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第3項第1号及び附則第24条の2の3第1項第5号において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第24条の2の3において同じ。）が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第1号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第24条の2の3第1項第5号において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第1号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第1号ニの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第24条の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第2号及び第4項第2号において同じ。）

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち

、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の2第2項第5号イの総務省令で定めるもの（以下この号、次項第2号及び第4項第2号において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第2号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第2号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の2第2項第5号ハ(1)の総務省令で定めるもの（以下この条において「平成28年輕油重量車基準」という。）に適合すること

。 (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に

100分の110を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第2号ニの総務省令で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の2第2項第5号ニ(1)の総務省令で定めるもの（以下この号、次項第2号及び第4項第2号において「平成21年輕油重量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第2号ホの総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

3 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は附則第24条の2の3第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とす

る。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第1号イの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第1号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第1号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第1号

ニの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第2号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第2号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に

100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第2号ニの総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと

。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第2号ホの総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

4 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は附則第24条の2の3第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第4項第1号イの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第4項第1号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第4項第1号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第4項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基

準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第4項第2号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第4項第2号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第4項第2号ニの総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと

。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第4項第2号ホの総務省

令で定めるもの

(ア) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

5 ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックであって、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第5項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は附則第24条の2の3第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(1) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

（自動車取得税の免税点の特例）

第24条の2の2 自動車の取得が平成30年3月31日までに行われた場合における第88条の規定の適用については、同条中「15万円」とあるのは、「50万円」とする。

（自動車取得税の課税標準の特例）

第24条の2の3 次に掲げる自動車（以下この項において「第一種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「

取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

(1) 電気自動車（電気を動力源とする自動車であつて、内燃機関を有しないものをいう。）

(2) 法附則第12条の2の2第2項第2号に掲げる天然ガス自動車

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車であつて、電気を併せて動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同号の総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法附則第12条の2の2第2項第3号の総務省令で定めるものをいう。）

(4) 法附則第12条の2の2第2項第4号に掲げるガソリン自動車

(5) 次に掲げるガソリン自動車（平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として法附則第12条の2の5第1項第5号の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項から第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法として同号の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの（次項から第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の5第1項第5号イの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の180を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の5第1項第5号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の157を乗じて得た数値以上であること。

(6) 法附則第12条の2の2第2項第5号イに掲げる軽油自動車

(7) 法附則第12条の2の2第2項第5号ニに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

2 次に掲げる自動車（以下この項において「第二種環境対応車」という。

）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに
行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から35万円を控除して得た額」とする。

(1) 附則第24条の2第2項第1号に掲げるガソリン自動車

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の5第2項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める

窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の165を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の5第2項第2号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

(3) 附則第24条の2第2項第2号エ又はオに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

3 次に掲げる自動車（以下この項において「第三種環境対応車」という。

）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第三種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から25万円を控除して得た額」とする。

(1) 附則第24条の2第3項第1号に掲げるガソリン自動車

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の5第3項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に

100分の150を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の5第3項第2号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144を乗じて得た数値以上であること。

(3) 附則第24条の2第3項第2号エ又はオに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

4 次に掲げる自動車（以下この項において「第四種環境対応車」という。

）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第四種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

(1) 附則第24条の2第4項第1号に掲げるガソリン自動車

(2) ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のトラックであって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の5第4項第2号の総務省令で定めるもの

ア 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上であること。

(3) 附則第24条の2第4項第2号エ又はオに掲げる軽油自動車（電力併

用自動車に限る。)

5 次に掲げる自動車（以下この項において「第五種環境対応車」という。）
）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第五種環境対応車の取得に係る
第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日まで
に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から
5万円を控除して得た額」とする。

(1) 附則第24条の2第5項に掲げるガソリン自動車

(2) ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のトラック
であって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに
限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の5
第5項第2号の総務省令で定めるもの

ア 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素
酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分
の132を乗じて得た数値以上であること。

6 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を經
営する者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する
自動車（次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいず
れにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設
備までの通路に段がないもの（法附則第12条の2の5第6項の総務省令で
定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86
条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行
われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から
1,000万円を控除して得た額」とする。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年
法律第91号）第3条第1項に規定する基本方針（次項第1号及び第8項

第1号において「基本方針」という。)に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準(次項第2号及び第8項第2号において「公共交通移動等円滑化基準」という。)で法附則第12条の2の5第6項第2号の総務省令で定めるものに適合するものであること。

7 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(法附則第12条の2の5第7項の総務省令で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から650万円(乗車定員30人未満の附則第24条の2の3第7項に規定する路線バス等にあつては、200万円)を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 公共交通移動等円滑化基準で法附則第12条の2の5第7項第2号の総務省令で定めるものに適合するものであること。

8 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(第3号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(法附則第12条の2の5第8項の総務省令で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から100万円を控除して得た

額」とする。

(1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 公共交通移動等円滑化基準で法附則第12条の2の5第8項第2号の総務省令で定めるものに適合するものであること。

(3) 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

9 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第11項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第11項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）を備えるもの（法附則第12条の2の5第9項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日（第4号に掲げるトラックにあっては、平成28年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から525万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トンを超え12トン以下の乗用車（法附則第12条の2の5第9項第1号の総務省令で定めるものに限る。）又はバス（同号の総務省令で定めるものに限る。）（第11項第1号及び第2号において「バス等」という。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法附則第12条の2の5第9項第1号の総務省令で定めるもの（以下この項及び第11項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）及び道路運送車両法第41条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又

は公害防止その他の環境保全上の技術基準で同号の総務省令で定めるもの（以下この項及び第11項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（法附則第12条の2の5第9項第2号の総務省令で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下この項及び第11項において同じ。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(3) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(4) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

10 前項第4号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（法附則第12条の2の5第10項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成28年11月1日から平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制

御装置のいずれかを備えるもの（法附則第12条の2の5第11項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日（第5号に掲げるトラックにあっては、平成28年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(5) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定

により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

12 前各項の規定は、第90条又は法第123条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の法附則第12条の2の5第12項の総務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

(東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等)

第24条の2の4 避難指示区域であって平成24年1月1日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第54条による改正前の原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行った同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であった区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下この項及び附則第25条の2第3項において「自動車持出困難区域」という。）内の第84条第1項の自動車（以下この項及び附則第25条の2第3項において「対象区域内自動車」という。）の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者（第85条第1項に規定する場合には、同項に規定する買主）その他の法附則第52条第3項の政令で定める者が対象区域内自動車以外の自動車（以下この項において「他の自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が法附則第52条第2項に規定する対象区域内用途廃止等自動車（以下この項及び附則第25条の2第3項において「対象区域内用途廃止等自動車」という。）に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと局長が認めるときは、当該他の自動

車の取得が同日から平成29年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 局長は、自動車取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車取得税について前項の規定の適用があることとなったときは、同項の政令で定める者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

(東日本大震災に係る軽油引取税の免除等)

第24条の8 [略]

(東日本大震災に係る軽油引取税の免除等)

第24条の8 [略]

(環境性能割の非課税に係るバス路線)

第24条の9 法附則第12条の2の10に規定する条例で定める路線は、第107条の17第1項に規定する生活交通路線とする。

(環境性能割の税率の特例)

第24条の10 営業用の自動車に対する第103条第1項及び第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）並びに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第1項（第4項において準用する場合を含む。）</u>	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>
<u>第2項（第4項において準用する場合を含む。）</u>	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>
<u>第3項</u>	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>

(環境性能割の課税標準の特例)

第24条の11 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（以下この項及び次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（法附則第12条の2

の12第1項の総務省令で定めるものに限る。)で最初の第101条第3項に規定する新規登録(以下この条及び附則第25条において「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第3条第1項に規定する基本方針(次項第1号及び第3項第1号において「基本方針」という。)に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準(次項第2号及び第3項第2号において「公共交通移動等円滑化基準」という。)で法附則第12条の2の12第1項第2号の総務省令で定めるものに適合するものであること。

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(法附則第12条の2の12第2項の総務省令で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から650万円(乗車定員30人未満の附則第24条の11第2項に規定する路線バス等にあつては、200万円)を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 公共交通移動等円滑化基準で法附則第12条の2の12第2項第2号の総務省令で定めるものに適合するものであること。

3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経

営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（法附則第12条の2の12第3項の総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該乗用車の取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から100万円を控除して得た額」とする。

（1） 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

（2） 公共交通移動等円滑化基準で法附則第12条の2の12第3項第2号の総務省令で定めるものに適合するものであること。

（3） 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）を備えるもの（法附則第12条の2の12第4項の総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年3月31日（第3号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から525万円を控除して得た額」とする。

（1） 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この項から第6項までにおいて同じ。）が5トンを超え12ト

ン以下の乗用車（法附則第12条の2の12第4項第1号の総務省令で定めるものに限る。）又はバス（同号の総務省令で定めるものに限る。）（第6項第1号及び第2号において「バス等」という。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法附則第12条の2の12第4項第1号の総務省令で定めるもの（以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）及び道路運送車両法第41条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で同号の総務省令で定めるもの（以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（法附則第12条の2の12第4項第2号の総務省令で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下この項から第6項までにおいて同じ。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(3) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（法附則第12条の2の12第5項の総務省令で定めるも

のに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、第1号に掲げるトラックにあっては当該トラックの取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、第2号に掲げるトラックにあっては当該トラックの取得が平成29年4月1日から平成30年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（法附則第12条の2の12第6項の総務省令で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年3月31日（第4号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送

車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

7 前各項の規定は、第106条第1項又は法第161条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の法附則第12条の2の12第7項の総務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

(東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車等の代替自動車に対して課する環境性能割の納税義務の免除)

第24条の12 避難指示区域であって平成24年1月1日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則第54条による改正前の原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行った同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であった区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車等(法附則第53条の2第2項に規定する自

(自動車税の税率の特例)

第25条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車)で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車)で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車)で同項の総務省令で定めるものをいう。)、混合メタノール

自動車等をいう。以下この項において同じ。)を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域(以下この項及び附則第25条の2第3項において「自動車等持出困難区域」という。)内の自動車等(以下この項及び附則第25条の2第3項において「対象区域内自動車等」という。)の当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者(第101条第1項又は法第444条第1項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主)その他の法附則第53条の2第3項の政令で定める者が対象区域内自動車等以外の自動車(以下この項及び附則第25条の2第1項において「他の自動車」という。)の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車等が法附則第53条の2第2項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等(以下この項及び附則第25条の2第3項において「対象区域内用途廃止等自動車等」という。)に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと局長が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成31年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車に対して課する環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 局長は、環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなったときは、同項の政令で定める者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

(種別割の税率の特例)

第25条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。次項第1号において同じ。))、天然ガス自動車(同条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。次項第2号において同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車)で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混

自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車（同項の総務省令で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の同項の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。次項第3号において同じ。）、一般乗合用バス等（一般乗合用バス及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童若しくは幼児の通学若しくは通園又は当該幼保連携型認定こども園の園児（同法第14条第6項に規定する園児をいう。）の通園の用に供するバスをいう。以下同じ。）及び被けん引自動車並びに次項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する平成28年度分の自動車税の税率については、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成15年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

[略]

[略]

合物で同項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車（同項の総務省令で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次項第3号において同じ。）、一般乗合用バス等（第107条の17第1項に規定する一般乗合用バス及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童若しくは幼児の通学若しくは通園又は当該幼保連携型認定こども園の園児（同法第14条第6項に規定する園児をいう。）の通園の用に供するバスをいう。以下同じ。）及び被けん引自動車並びに次項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割の税率については、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成16年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 第103条第1項第2号に規定する軽油自動車（次項第5号において「軽油自動車」という。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成18年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

[略]

[略]

2 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1) [略]

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあっては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第4号及び第5号において「排出ガス保安基準」という。）で法附則第12条の3第3項第2号の総務省令で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同項第2号の総務省令で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法附則第12条の3第3項第3号の総務省令で定めるものをいう。）

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項に

2 次に掲げる自動車に対して課する種別割の税率については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、平成29年度分の種別割に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1) [略]

(2) 天然ガス自動車のうち、法第149条第1項第2号に規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので法附則第12条の3第3項第2号の総務省令で定めるもの

(3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車

(4) 第103条第1項第1号に規定するガソリン自動車（次項において「ガソリン自動車」という。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準（第103条第1項第1号ア(ア)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準をいう。次項において同じ。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同号ア(ウ)に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で

において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるもの(次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので同号の総務省令で定めるもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車(第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。)のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第5号の総務省令で定めるものに適合するもの

[略]

[略]

3 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第4項の総務省令で定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする

[略]

定めるもの

(5) 軽油自動車のうち、第103条第1項第2号ア(ア)に規定する平成21年轻油軽中量車基準に適合する乗用車

[略]

[略]

3 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が第103条第1項第1号イ(ウ)に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上のもので法附則第12条の3第4項の総務省令で定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対して課する種別割の税率については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、平成29年度分の種別割に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

[略]

[略]

(東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車に対して課する自動車税の納税義務の免除等)

第25条の2 附則第24条の2の4第1項に規定する政令で定める者が、同項の規定の適用を受けることとなった場合には、次の各号に掲げる期間に取得された同項に規定する他の自動車（第100条第1項に規定する自動車に限る。）に対する当該各号に定める年度分の自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

(1) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間 平成27年度分及び平成28年度分

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間 平成28年度分

2 局長は、自動車税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税について前項の規定の適用があることとなったときは、同項の政令で定める者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

3 対象区域内自動車（第100条第1項に規定する自動車に限る。）が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった場合には、当該対象区域内自動車は、同条の規定の適用については、当該対象区域内自動車に係る自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日以後同項に規定する自動車でなかったものとみなす。

別表（第101条関係）

自動車税の税率表

[略]

[略]

[略]

(東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車等の代替自動車に対して課する種別割の納税義務の免除等)

第25条の2 附則第24条の12第1項に規定する政令で定める者が、同項の規定の適用を受けることとなった場合には、次の各号に掲げる期間に取得された他の自動車に対する当該各号に定める年度分の種別割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間 平成29年度分

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間 平成29年度分及び平成30年度分

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間 平成30年度分及び平成31年度分

2 局長は、種別割に係る徴収金を徴収した場合において、当該種別割について前項の規定の適用があることとなったときは、同項の政令で定める者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

3 対象区域内自動車等（自動車であるものに限る。以下この項において同じ。）が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなった場合には、当該対象区域内自動車等は、第100条第1項の規定の適用については、当該対象区域内自動車等に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日以後同項に規定する自動車でなかったものとみなす。

別表（第107条の8関係）

種別割の税率表

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 表1の項の改正部分及び附則第12条の規定 公布の日
- (2) 表2の項の改正部分 平成29年1月1日
- (3) 表3の項の改正部分及び次条から附則第11条までの規定 平成29年4月1日

(県民税に関する経過措置)

第2条 この条例(表3の項の改正部分に限る。次条において同じ。)による改正後の岩手県県税条例(以下「新条例」という。)第37条並びに附則第19条及び第19条の2の規定は、前条第3号に掲げる改正部分及び規定の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分及び連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分及び連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第3条 施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についてのこの条例による改正前の岩手県県税条例附則第20条の2の5の規定の適用については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第4条 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の種別割について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

3 平成24年4月1日から施行日の前日までの間に総務大臣が地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第1条第3号に掲げる規定による改正前の地方税法(次項において「旧法」という。)附則第52条第2項第1号の規定により指定して公示した同号に規定する自動車持出困難区域(次項において「旧自動車持出困難区域」という。)のうち、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)の施行の日以後最初に同号の規定により指定して公示した区域(同項において「初回指定旧自動車持出困難区域」という。)については、平成23年3月11日を地方税法等の一部を改正する等の法律附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の地方税法(同項において「新法」という。)附則第53条の2第2項第1号の規定による同号に規定する自動車等持出困難区域(次項において「自動車等持出困難区域」という。)を指定する旨の公示があった日とみなして、新条例附則第24条の12第1項並びに第25条の2第1項及び第3項の規定を適用する。

4 旧自動車持出困難区域のうち、初回指定旧自動車持出困難区域以外の区域については、当該区域に係る旧法附則第52条第2項第1号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日を新法附則第53条の2第2項第1号の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日とみなして、新条例附則第24条の12第1項並びに第25条の2第1項及び第3項の規定を適用する。

(岩手県証紙収入整理特別会計条例の一部改正)

第6条 岩手県証紙収入整理特別会計条例（昭和39年岩手県条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、<u>岩手県収入証紙並びに自動車税及び自動車取得税</u>に係る始動票札による収入に係る経理の適正を図るため、特別会計を設置する。</p> <p>(歳入及び歳出)</p> <p>第2条 この会計においては、岩手県収入証紙並びに自動車税及び自動車取得税に係る始動票札の売りさばき代金及びその他の収入をもってその歳入とし、一般会計繰出金及びその他の支出をもってその歳出とする。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、<u>岩手県収入証紙及び自動車税</u>に係る始動票札による収入に係る経理の適正を図るため、特別会計を設置する。</p> <p>(歳入及び歳出)</p> <p>第2条 この会計においては、岩手県収入証紙及び自動車税に係る始動票札の売りさばき代金並びにその他の収入をもってその歳入とし、一般会計繰出金及びその他の支出をもってその歳出とする。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>地方税法（昭和25年法律第226号）附則第29条の9第1項の規定により県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収を行う間においては、本則中「及び自動車税」とあるのは「並びに自動車税及び軽自動車税（環境性能割に限る。）」と、第2条中「一般会計繰出金」とあるのは「一般会計繰出金、歳入歳出外現金への繰出金」とする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(岩手県証紙収入整理特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 前条の規定による改正前の岩手県証紙収入整理特別会計条例に基づく岩手県証紙収入整理特別会計の平成28年度分の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例による。

(特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の一部改正)

第8条 特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例（平成14年岩手県条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(自動車取得税の課税免除)</p> <p>第4条 特定非営利活動の用に供するための自動車を無償で譲り受けた特定非営利活動法人については、当該自動車に係る自動車の取得に対して課する自動車取得税を免除する。</p> <p>2 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の指定を受けた特定非営利活動法人については、次に掲げるサービスの用に供する自動車（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）に係る自動車の取得（前項の規定の適用を受ける自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税を免除する。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>3 特定非営利活動法人については、次に掲げる自動車（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）に係る自動車の取得（前2項の規定の適用を受ける自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税を免除する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(自動車税の課税免除)</p>	<p>(環境性能割の課税免除)</p> <p>第4条 特定非営利活動の用に供するための自動車を無償で譲り受けた特定非営利活動法人については、当該自動車に対して課する環境性能割を免除する。</p> <p>2 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の指定を受けた特定非営利活動法人については、次に掲げるサービスの用に供する自動車（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限り、前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割を免除する。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>3 特定非営利活動法人については、次に掲げる自動車（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限り、前2項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割を免除する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(種別割の課税免除)</p>
<p>第5条 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の指定を受けた特定非営利活動法人については、その所有する自動車のうち、前条第2項各号に掲げるサービスの用に</p>	<p>第5条 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の指定を受けた特定非営利活動法人については、その所有する自動車のうち、前条第2項各号に掲げるサービスの用に</p>

供するもの（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）に対して課する自動車税を免除する。

2 特定非営利活動法人については、その所有する自動車のうち、前条第3項各号に掲げるもの（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限るものとし、前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する自動車税を免除する。

（課税免除の申請手続）

第6条 第2条から前条までの規定により課税免除の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、法人県民税均等割の場合にあっては県民税に関する申告期限までに、不動産取得税の場合にあっては当該不動産の取得の日から60日以内に、自動車取得税の場合にあっては岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第90条の規定による申告をした日から15日以内に、自動車税のうち、普通徴収の方法によって徴収されるものの場合にあっては納期限前7日までに、証紙徴収又は同条例第104条の3の方法によって徴収されるものの場合にあっては同条例第106条の規定による申告をした日から15日以内にその課税免除の適用を受けようとする県税の課税地を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

供するもの（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）に対して課する種別割を免除する。

2 特定非営利活動法人については、その所有する自動車のうち、前条第3項各号に掲げるもの（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る）、前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する種別割を免除する。

（課税免除の申請手続）

第6条 第2条から前条までの規定により課税免除の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、法人県民税均等割の場合にあっては県民税に関する申告期限までに、不動産取得税の場合にあっては当該不動産の取得の日から60日以内に、環境性能割の場合にあっては岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第106条の規定による申告をした日から15日以内に、種別割のうち、普通徴収の方法によって徴収されるものの場合にあっては納期限前7日までに、証紙徴収又は同条例第107条の12の方法によって徴収されるものの場合にあっては同条例第107条の13の規定による申告をした日から15日以内にその課税免除の適用を受けようとする県税の課税地を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

（特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第9条 前条の規定による改正後の特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の規定は、施行日以後に取得された自動車に対して課する環境性能割及び平成29年度以後の年度分の種別割について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税及び平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（旧特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の一部改正）

第10条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成27年岩手県条例第23号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第1条の規定による改正前の特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に

関する条例（次条において「旧特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例」という。）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「限る。」に係る自動車の取得（」を「限り、」に、「自動車の取得を」を「ものを」に、「自動車取得税」を「環境性能割」に改める。

（旧特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第11条 前条の規定による改正後の旧特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の規定は、施行日以後に取得された自動車に対して課する環境性能割について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（岩手県産業廃棄物税条例の一部改正）

第12条 岩手県産業廃棄物税条例（平成14年岩手県条例第72号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(申告納入)</p> <p>第15条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき産業廃棄物税について規則で定める<u>様式による納入申告書</u>を局長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、前項の規定による申請をする場合に<u>おいては</u>、規則で定める<u>様式による</u>申請書に還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証する書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(特別徴収義務者としての登録等)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 局長は、第1項の登録の申請を受理したときは、その申請をした者に対し、その者が産業廃棄物税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する規則で定める<u>様式による</u>証票を交付しなければならない。</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>(申告納入)</p> <p>第15条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき産業廃棄物税について規則で定める納入申告書を局長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、前項の規定による申請をする場合に<u>は</u>、規則で定める申請書に還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証する書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(特別徴収義務者としての登録等)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 局長は、第1項の登録の申請を受理したときは、その申請をした者に対し、その者が産業廃棄物税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する規則で定める証票を交付しなければならない。</p> <p>4～6 [略]</p>

(申告納付等)

第20条 第13条の規定によって産業廃棄物税を申告納付すべき納税者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における申告納付すべき産業廃棄物税について規則で定める様式による納付申告書を局長に提出し、及びその申告した税額を納付書によって納付しなければならない。

2 前項の規定によって納付申告書を提出した者は、納付申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準たる重量又は税額を修正しなければならない場合においては、遅滞なく、規則で定める様式による修正申告書を提出するとともに、修正により増加した税額があるときは、これを納付書によって納付しなければならない。

(申告納付等)

第20条 第13条の規定により産業廃棄物税を申告納付すべき納税者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における申告納付すべき産業廃棄物税について規則で定める納付申告書を局長に提出し、及びその申告した税額を納付書によって納付しなければならない。

2 前項の規定により納付申告書を提出した者は、納付申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準たる重量又は税額を修正しなければならない場合には、遅滞なく、規則で定める修正申告書を提出するとともに、修正により増加した税額があるときは、これを納付書によって納付しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。